

令和3年3月

伊那中央行政組合議会定例会議案
関 係 資 料

令和3年3月22日

令和3年3月伊那中央行政組合議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料	伊那中央行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表.....	2
-----------	---	---

議案第1号関係資料

伊那中央行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(第2号職員の給料)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(第2号職員の給料)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の給料表に改正があったときは、当該改正された翌年度の4月1日から適用するものとし、改正があった年度内においては従前の例によるものとする。</u></p>
<p>(第2号職員の期末手当)</p> <p>第14条 給与条例第47条から第50条までの規定は、任期の定めが6月以上の第2号職員について準用する。この場合において、給与条例第48条中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の115</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(第2号職員の期末手当)</p> <p>第14条 給与条例第47条から第50条までの規定は、任期の定めが6月以上の第2号職員について準用する。この場合において、給与条例第48条第1項に規定する期末手当基礎額に乘じる割合は「<u>100分の115</u>」とする。</p> <p>2～3 略</p>
<p>(第1号職員の期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第47条から第50条までの規定は、任期の定めが6月以上の第1号職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として組合長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第48条中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の115</u>」、同条第3項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の第1号職員としての在職期間における報酬（第2号職員との均衡を考慮して組合長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(第1号職員の期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第47条から第50条までの規定は、任期の定めが6月以上の第1号職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として組合長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第48条第1項に規定する期末手当基礎額に乘じる割合は「<u>100分の115</u>」とし、同条第3項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の第1号職員としての在職期間における報酬（第2号職員との均衡を考慮して組合長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2～4 略</p>